

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会定款第25条及び第10条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員については、報酬を支給しない。

2 役員及び評議員が、その職務遂行のためにかかった経費については、費用を弁償することができる。

### (費用弁償の種類)

第3条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び事務経費とする。

2 費用弁償の額は、かかった経費と同額とする。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の同意を得、評議員会の決議を得て行う。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程の制定により役員及び評議員費用弁償規程は、廃止する。